

給すること(10)勞働局を設置して勞働に關する一切の事を調査せしむること(11)學齡兒童を勞働に從事せしむることを禁すること(12)道徳健康に害ある事業に婦人を使役することを禁すること(13)少年及婦女子の夜業を廢すること(14)日曜日の勞働を廢し日々の勞働時間を八時間に制限すること(15)雇主責任法を設け勞働者が服役中負傷したる場合には雇主をして相當の手當を爲さしむること(16)勞働組合法を設け勞働者が自由に團結することを公認し且つ適當の保護を與ふること(17)小作人保護の法を設くること(18)保險事業は一切政府事業となすこと(19)裁判入費は全く政府の負擔となすこと(20)普通撰舉法を實施すること(21)公平撰舉法を採用すること(22)撰舉は一切直接とし且無記名とすること(23)重大なる問題に關しては一般人民をして直接に投票せしむる方法を設くること(24)死刑を全廢すること(25)貴族院を廢止すること(26)軍備を縮小すること(27)治安警察法を廢止すること(28)新聞條例を

廢止すること

を規定し實際的運動を試みんことを期すと說き我黨は何故に社會民主黨なる名を撰び斯る綱領を公にするに至しや其理由を説明して抑も現社會の組織は個人競爭主義を根據とせり其結果政權も金權も一方に集注し多數の人民は爲めに奴隸の位置に立たざる可からざるに到れりと說き世には獨占的事業と稱するものありて人一度之を專有すれば何人も之に向て競争を試みる能はず故に土地を始めとして鐵道電氣瓦斯等苟も獨占的性質を有するものゝ私有を許すは少數者を特に庇保する所以にして不公平なること論を俟たず是れ我黨が是等の獨占的性質を有するものを擧げて公有となさんとを主唱する所以なりと說き勞働は土地及び資本の助を借らずして財富を生ずること能はず然るに地主と資本家は生財の二要素を占有し勞働者は其生産物の大部分を彼等に納むるに非ざれば其使用を許さるなり多數の

人民が貧困の境遇に在る豈に怪むに足らんや云々資本と土地を公有にせんとするは労働者をして自由に是等を使用せしめんとするに在りと説き社會主義は其目的配財を公平にするにあり吾人熟々現社會の有様を通觀するに人々受くる報酬は必しも其人の勤怠賢愚には依らざるなり故に人生の禍福は殆んど運命に依りて定まり幸にして富家に生まれたるものは充分なる衣食住供給を得贊澤なる教育を受け社會に立つに及びては父祖傳來の資産彼を助くるのみならず彼等の地位と信用は亦幾多の便宜を彼に與ふるなり反之貧者の子は衣食住の不足なるは言ふ迄もあく普通の教育さへ満足に受くる能はず社會に立つに當つては資產地位信用なし彼は實に空手を以て自己の爲めに活路を開拓せざる可からざるなり云々我黨が最も重要な主張として掲くるものは即ち公平なる配財にありて現社會より僥倖なるものを驅逐し出來得る限り人々をして正當なる分配を受けしめんこと

を期す彼の凡ての消費稅を減少若くは全廢し之に代ふるに相續稅所得稅及び其他の直接稅を以てするが如きは何れも公平に配財を實行するの手段に非るはなしと説き社會主義は決して一國の土地及び資本を分配せんとするものに非ず唯生産機關たる土地及び資本を公有として之より生ずる所の財富を公平に分配せんと欲するのみと説き若し吾人の理想を謂はんか義務教育の年限を少くとも満二十歳迄とし全く公費を以て學令の青年を教育するにあり然れども是れ現社會の制度の下には實行す可からざるを以て我黨は高等小學卒業迄を義務教育年限とし無月謝制度を取り且つ公費を以て國民教育をなすは當然の事なりと謂ふ可しと説き貴族制度の如きは全く人爲的にして自ら尊大にし他を侮蔑するの虚榮心より出てたるものなれば大に貴族主義を排斥せざる可からざるを信ず故に階級制度を全廢す可きは勿論の事なりと雖も先づ其第一着手として貴族院の廢止を斷行する

は自然の順序なりと云ふ可しと說き今や世界の諸強國は軍備に忙しく單に腕力に依りて事のは非曲直を決せんとするも是れ民主主義發達の上に大なる妨害を與ふるものなるより(中略)我黨は軍備を縮少して漸次全滅に到らしめんことを期するなりと說き吾人の說は頗る急激なりと雖も腕力を用ふるの愚に傲はず銳利なる筆と舌とを以て根抵より社會を改造するを企つるにありと說き今日の議會は全く地主資本家の機關にして彼等は之を濫用して自己の便宜を計るの手段とせり此に於てか多數の人民は議會に於て自己の代表者を有すること能はず空しく手を拱して富者の爲す所に任かす噫是れ立憲政体の目的ならんや然らば如何にして人民に政權を分配す可きや即ち撰舉法を改正し普通撰舉法を斷行するに在りと說き我黨は勞働組合法なるものを設け治安に妨害なき限りに於ては自由に勞働者の團結を許し彼等をして自由自衛の道を講せしめんことを期すと說き最後に社會

民主黨は貴賤貧富の懸隔を打破し人民全體の福祉を増進するを目的とすと說述したる記事を編輯掲載して之を發行したる事實ありと雖も該記載事項は未だ社會の秩序を壞亂するの程度に達せざるものありと認定し刑事訴訟法第二百三十六條第二百二十四條の規定に従ひ主文の如く判決す

檢事名村伸本件に干與明治三十四年七月五日言渡す

東京地方裁判所第四刑事部

裁判長判事 中 西 用 德
判 事 玉 川 仕 致
裁判所書記 市 橋 敏 雄

原本に依り此膽本を作るものなり

明治三十四年七月六日

其一 勞働新聞社に對する判決言渡書

東京地方裁判所

裁判所書記 矢作利喜

其二 社會政策學會趣意書

近時我邦の實業は長足の進歩を爲し、國富の増進誠に著しきものあり、是れ余輩の大に悦ぶ所なり、然れども之が爲めに貧富の懸隔稍や其度を高め、隨て社會の調和次第に破れんとする兆有り、殊に資本家と労働者との衝突の如きは已に其萌芽を見る、余輩思て此に至る毎に未だ嘗て悚然たらずんばあらず、今にして之が救濟の策を講せんば、後日脣を噛むも其れ或は及ぶこと無けん、般鑑遠からず夫の歐洲に在り、於是乎余輩相集つて本會を組織し此問題を研究せんと欲す、余輩は放任主義に反対す、何となれば極端なる利己心の發動と制限なし

き自由競争とは貧富の懸隔を甚たしくすればなり、余輩は又社會主義に反対す、何とあれば現在の經濟組織を破壊し資本家の絶滅を圖るは國運の進歩に害あればなり、「余輩の主義とするところは現在の私有的經濟組織を維持し、其範圍内に於て箇人の活動と國家の權力とに依て階級の軋轢を防ぎ、社會の調和を期するに在り」此主義に基きて内外の事例に徵し、學理に照し、社會問題を講究するは實に是れ本會の目的なり、敢て此に趣意書を草して、江湖の諸子に告ぐ、

其三 社會政策學會の辯明書

社會政策學會にては社會民主黨禁止の結果として、同學會が社會主義に非ざることを辨解せん爲め一篇の文書を公布せり其の大要左の如し

余輩は放任主義に反対す何となれば極端なる利己心の發動と制限無き自由競争とは貧富の懸隔を甚だしくすればなり余輩は社會主義に反対す何となれば現在の經濟組織を破壊し資本家の絶滅を圖るは國運の進歩に害あればなり余輩の主義とする處は現在の私有的經濟組織を維持し其範圍内に於て箇人の活動と國家の權力とに依て階級の軋轢を防ぎ社會の調和を期するに在り(中略)

近時我邦社會主義を標榜せるものあり此の時に當つて世間動もすれば社會主義と社會政策との間に畫然たる區別を立つることなく余輩の主張する處を以て社會主義と混同する者あり顧ふに社會政策の趣旨たる穩當着實にして毫も社會の秩序及び國家の安寧と相戾る處無きに反して社會主義は現在の社會制度及國家組織を破壊するに非んば到底實行す可からざるものなることは學理の一定せる處にして社會主義者も亦之れを承認せり(中略)

現在の經濟組織の基礎を爲すもの二あり曰く自由競争曰く私有財產是れなり此二者に對して公共の利益國家の必要に應じて相當の範圍に於て之れを制限するは近世國家の當然爲すべきの任務なることは固より疑を容れざる處なり然れども主義の上より又理想の上より此二者に向つて打撃を加ふる者は即ち現在の經濟組織を破壊せんとする者なり且夫れ此二者は經濟進歩の最大要件なり今若し現在の社會に於て現在の人類に對し之れを除去せよと云ふ者あらば是れ吾人の經濟生活をして原始時代に復歸せしめんとする者に非ずして何んぞや(中略)

社會主義者は其宣言に於て幾多の綱領を列記せり其中に就きては余輩の夙に主張したる處のものあり例へば工場法職工組合消費組合の如し抑も是等の綱領は社會主義者の理想とせる處の土地資本公有の主義と何等の關係なきものたり然るに彼等が採つて以て其

綱領となせし所以は他無し彼等は其主義たる架空の臆説にして到底實行を期する能はざることを發見し終に余輩の主張するものを取り之を以て其旗幟に銘するに至りしのみ是れ實に社會政策は社會問題を解釋する惟一の方法たるとを證明するものに非るか余輩が工場法と云ひ職工組合と云ひ勞働保險と云ひ各種の社會政策を主張するは是等の方法に非んば社會問題を解釋する能はざるとを確信せるが爲めなり夫の社會主義者の如く其理想と其綱領と全く相背馳するは余輩の取らざる所なり云々

其四 社會政策學會員に質す 安部磯雄

余は數日前本紙に於て社會政策學會の辨明書なるもを讀みたり、其本紙に轉載せる處のものは其中の一部に過ぎざるが故に、之に向つて詳員諸君の猛省を乞はんと欲す

此度諸君の發表せられたる趣意書あるものは社會政策と社會主義とを辨别し、先般設立せられて直ちに解散せられたる社會民主黨の綱領を辨難し、以て自ら社會主義者にあらざることを明示せんとするものたるや明かなり、余は素より諸君と同じく社會主義が社會政策と同一の者にあらざることを信するものなりと雖も、決して二者が相背馳せるものありとは思はざるなり、少くとも余等社會主義者の眼より見れば、社會政策なるものは社會主義に到達する一階段なるが故に、これに對して聊かも惡意を懷くことなく、否寧ろこれを歓迎せんと欲するものなり、唯余等が諸君と相一致し能はざる點は、社會政策を以て社會問題最後の解釋法と爲さるに在るのみ、これを例へば諸君は京都まで

旅行すべしといひ、余等は更に進んで神戸まで行くべしといふに在るが如し更にこれを言へば諸君は中學教育を以て足れりとし余等は大學教育にまで進まざれば人生の目的を達する能はずと言ふに在るが如し。余等社會主義者は進行の順序として社會政策主唱者の経過すべき處を経過せざるべからざるを信す、素より今日の社會が一足飛にして社會主義の理想に達すべきことは殆んど望むべからざることたるべし、これ吾人の目的が社會主義に在るにも拘はらず、尙ほ社會政策てふ順路を経過せざるべからざるを信する所以なりとす、神戸に至らんとするものが京都を經由したりとて何の怪むべきことかあらん、大學教育を受くるものが中等教育を受くるは自然の順序にあらずや、諺に曰く大は小を兼ねると、社會主義者が社會問題解釋法として社會政策をも含有せることは至當の事と言ふべきのみ。

諸君は社會主義者たるの冤名を蒙らざらんが爲に、此度社會に對して

辨明書様のものを發表せられたれども、余等は諸君に對して少しも絶縁的の文句を並べるの理由を有せず、何となれば社會主義の實行期し難き日に於ては、せめても社會政策の實行を見んとを余等希望すればなり、社會政策は社會主義に到達するの階段として必要ある者なるが故に余等は未だ嘗つて之に對して反対の意見を有したることあらず、されば余等は飽くまでも社會政策を探る處の諸君に同情を表し、諸君を兄弟分として見つゝあるなり(諸君には迷惑かも知らぬ共然れども、諸君が社會政策を以て諸君の專賣物の如く考へ居るは、余の甚だ怪訝に堪へざる所にして、深く諸君の爲に惜む所なり、凡そ社會の爲に盡すの途何ぞ一二にして限らん、人々が探る所の方法如何に異なるも、若し其爲す所にして社會の進歩に裨益する處あらんか、何れの事業も人々の同情と賞賛を惹くべきにあらずや、單に己れの探れる方法をのみ是ありとして他の改善事業を顧みざるが如きはこれ最も其人の狹量

を示すものと言はざるべからず、余等が社會主義を探るに拘はらず、同時に社會政策に多くの同情を寄する所以のものは全く此理由に外ならざるなり、主義の爲に盡すは善し、然れども社會福祉の爲に盡すは更に善にして大なる事たるを忘るべからず。

社會民主黨の綱領中に社會政策の含有せられ居るは素より當然の事にして寸毫も怪むべき處なし、然るに諸君は恰も自己の領分を侵されたるが如きの口調を以てこれを辯難せり、甚しきに至りては「工場法、職工組合、消費組合の如き、社會政策は社會主義者の理想とする土地資本公有の主義と何等の關係なき者たり」と論せり、嗚呼これ果して社會問題を知れる者のいふべき言なるか、余が已に重複説きたるが如く、社會政策も社會主義も詮じ来れば社會改善の手段たるに過ぎず、銃丸に貫かれたる者に綢帶を加ふるも、更に後日に至り一局部を切斷して大治療を加ふるも、同じく是れ人命を救ふの手段なり、何ぞ何等の關係もな

しと冷淡に論じ去るを得んや、更に諸君が民主黨の綱領中に社會政策の個條あるを見て、「彼等は(社會主義者)其主義たる架空の臆説にして到底實行する能はざることを發見し終に我等の主張するものを取り之を以て其旗幟に銘するに至りしのみ是れ實に社會政策は社會問題を解釋する唯一の方法たことを證明するものに非るか」と言へり、何ぞ自惚の甚しきや、是れ恰も京都まで旅行するものが、神戸行の旅客を罵りて「汝は生意氣に神戸まで行くことを自慢し居れども、矢張り京都までの行程を辿り來りしにあらずや」と言ふが如きものゝみ、余は世間往々社會主義と社會政策の關係を明にせざるものあるを認めしと雖も、諸君にして斯る見易きの理を悟らざらんが爲め、自己の位地を辯護するに急なるの餘り、終に此誤謬に陥りしにはあらざるか、余等は決して諸君を排斥するものにはあらず、諸君若し靜思自ら心に問ふ處わらば、諸君も亦

吾人を以て排斥せざるべからざる程に危險なる論者とは思はざるべし、要は度量の廣大なるに在り、諸君以て如何となす

3720
65

40579



同明治三十四年十月十四日印刷
三十五年一月十五日再版行

定價金三拾錢

著　　者　　島　田　三　郎

東京市京橋區采女町二十四番地

横濱市太田町五丁目八十七番地

横濱市山下町八十一番地

復　　製
不　　許

發　　行　　者　　福　永　文　之　助

村　岡　平　吉

印　刷　者

福音印刷合資會社

發　行　所

警醒社書店

賣　　捌　　所

毎日新聞社出版部

島田三郎先生著

日本と露西亞

附 殖民新論
——對清意見——
郵稅四錢

東洋の形勢日に急迫を告げ來りて、國論向ふ所を知らず、島田三郎君の「日本と露西亞」が出版以來間もなく三版を重ねたるは蓋し時勢が此書の必要を感じせしに依る者歟。『日本と露西亞』の本論廿五篇、續論五篇の外、殖民新論八篇、對清意見六篇、朝鮮經營論四篇を添へたり

夫の空疎の放言を好む者は、本書を讀むの要なし、唯誠實に國運に向ふ所に注意し、眞面目に帝國の國是を講究せんと欲する健全なる國民にして、始めて本書の所論を味はふ可きあり

賣發 拆兌

警醒社書店

目録	傳記	書	店
○ゴルドン將軍傳	○ル勤君著	○ル勤君著	○ル勤君著
○ナボレオン、ボナバルト	○村田勤君著	○古今仁人傳	○古今仁人傳
○アブラム倫	○西武雄君著	○ガーフヰールド傳	○ガーフヰールド傳
○ハム倫	○漠北生著	○井一郎傳	○井一郎傳
○人	○基督傳	○ニコル大博士著柏井園君譯	○ニコル大博士著柏井園君譯
○松村介石君著	○新島言	○薄田中太郎君譯	○薄田中太郎君譯
○松村介石君著	○行錄	○竹越與三郎君著	○竹越與三郎君著
○松本君平君著	○傳記	○基	○基
○使保羅	○傳	○新島言	○新島言
○シイザ	○傳	○薄	○薄
○リビングストン	○傳	○田中太郎君譯	○田中太郎君譯
○コロンブスと彼の功績	○傳	○戸川殘花君譯	○戸川殘花君譯
○内村鑑三君著	○兒	○ムーデー	○ムーデー
○内村鑑三君著	○傳	○ダッレー氏著	○ダッレー氏著
○貞操路得記	○傳	○メレーライオント傳	○メレーライオント傳

松村介石君著

松尾音次郎君著

道

話

修立興地

養著談論

基礎談錄

郵定價四十五錢

幸徳秋水君著

國

主

義

志人坐雜史

源

郵定價四十五錢

岸本能武太君著

道研

時

改基改督の問題

宗教世國

泉談著

郵定價四十五錢

内村鑑三君著

道研

時

アピニチーの問題

立志崇拜

友機學

郵定價四十五錢

島田三郎君著

道研

時

アピニチーの問題

雄辯成性

學訣

郵定價四十五錢

植村正久君著

道研

時

アピニチーの問題

靈信仰危

學論

郵定價四十五錢

松本君平君著

道研

時

アピニチーの問題

トマス、カライル原著

泉談著

郵定價四十五錢

平瀬龍吉君著

道研

時

アピニチーの問題

島田三郎君著

郵定價四十五錢

島貫兵太夫君著

道研

時

アピニチーの問題

日本と露西亞

郵定價四十五錢

松村介石君著

道研

時

アピニチーの問題

修養談錄

郵定價四十五錢

松村鑑三君著

道研

時

アピニチーの問題

立志の基礎

郵定價四十五錢

島田三郎君著

道研

時

アピニチーの問題

地人論

郵定價四十五錢

島田三郎君著

道研

時

アピニチーの問題

日本社會主義概評

郵定價三十錢

島田三郎君著

道研

時

アピニチーの問題

成功の秘訣

郵定價三十錢

島貫兵太夫君著

道研

時

アピニチーの問題

雄辯學

郵定價四十五錢

島貫兵太夫君著

道研

時

アピニチーの問題

英雄崇拜論

郵定價四十五錢

松本君平君著

道研

時

アピニチーの問題

警世雜著

郵定價三十錢

平瀬龍吉君著

道研

時

アピニチーの問題

立志の源泉

郵定價三十錢

松本君平君著

道研

時

アピニチーの問題

宗教坐談

郵定價三十錢

平瀬龍吉君著

道研

時

アピニチーの問題

警世雜著

郵定價三十錢

松本君平君著

道研

時

アピニチーの問題

植村正久君著

靈性の危機 信仰の友

幸徳秋水君著
廿世紀の怪物
帝國主義

郵定四十錢
四錢三十錢
四錢二十五錢
四錢三十錢

天人道
改基督の心題

二十五錢
二十二錢
二十二錢

岸本能武太君著
内村鑑三君著
**外國語の研究
倫理宗教時論
宗敎と文學
後世への最大遺物
求安錄**

郵定五十錢
六錢四十錢
四錢二十五錢
四錢十六錢

島田三郎君著
徳富健次郎君著
如是我觀
近日發賣

郵定五十錢
四錢三十錢
四錢二十五錢
四錢二十六錢

ゴルドン將軍傳

定價五十錢
稅郵八錢

終

